

基準・認証制度と市場開放について

山越芳男

消防庁総務課長

小林恭一

消防庁予防救急課国際規格対策官

はじめに

最近の世界経済は、原油価格が下降していること、アメリカ経済が立ち直りのきざしを見せ始めていることなど、やや明るい材料が見えてきてはいるものの、依然として長い混迷状態を続けている。

このような中で、工業製品の輸出と原油価格の軟化とにより対外貿易収支の大幅な黒字を続けながら物価を安定させている我が国に対しては、諸外国から世界経済の新たなる拡大に対する牽引車としての大きな期待がかけられている。また、一方では、我が国に対し、諸外国から対日貿易の不均衡についての強い不満がぶつけられてきており、極めて緊迫した状況を呈している。

この事態をそのまま放置すれば、世界の中で日本が孤立した、あの1930年代の状況に再び立ち到る危険性をも否定し得ない。

特にアメリカやECなどからは、我が国に工業製品、農業産品を輸出しようとする際に、我が国の様々な検査制度、認証制度の存在が、その障害になっているという指摘がなされてきた。例えば、輸入自動車の検査手続きの繁雑さ

の問題や内外基準の違いなどによる輸入前改造の問題などが、何年も前から指摘されてきたところである。

本年1月、中曽根首相が訪米した際にも、我が国の市場開放問題について3月末を目途に基準・認証制度を全面的に見直す旨の発言を行っているところである。

このため、政府は、さる1月14日後藤田正晴内閣官房長官を本部長とする「基準・認証制度等連絡調整本部」（以下「調整本部」という。）を設置し、2か月余りの精力的な作業の結果、3月26日、市場開放を進めるため、我が国の基準・認証制度等について包括的な改善策を決定した。この中には、道路運送車両法等17法律の改正が含まれている。

消防法は、消防用機械器具等の検定制度という典型的な基準・認証制度を有しているため、消防庁では、消防庁次長が本部員として調整本部に参加し、市場開放問題に取り組んだところである。

本稿では、消防用機械器具等の市場開放について、この間の動きや問題点、結果的に消防法を改正する必要はなかったが、法改正を含めた改善措置の考え方などを整理してお伝えすることとしたい。

1. 基準・認証制度の改善の必要性

(1) 基準・認証制度とは何か

工業製品についても、農産物についても、安全の確保や環境の保全など様々の観点から、品質、性能、寸法等の特性について明文の規定が定められていることが多いが、これを「規格・基準」という。

また、ある製品が、定められた規格・基準に適合しているか否かを検査し、これに合格した場合に適合証明書・マーク等により証明するよう法令等により規定されている場合、このような検査→証明という一連の行為を実施するための規定全体をさして「認証制度」という。

このような定義からすると、消防法に基づく消防用機械器具等の規格を定める省令において定められている規格は「規格・基準」に該当し、また、消防法に基づく一連の検定制度は、認証制度に該当することはいうまでもない。したがって、消防法も他の30の法律と同様に、市場開放の観点から、調整本部における検討の対象となり、後に述べるような措置が講ぜられることとなった。

(2) 諸外国からの指摘

アメリカやECの我が国に対する考え方は、既に新聞、雑誌等で報道されているように、「日本の商品が欧米諸国に氾濫しているのに、これらの国から工業製品を日本に売り込もうとしても、なかなか売れず、結果的に大幅な貿易不均衡を生じている。これは、日本の市場が閉鎖的なためである。これに引き替え、欧米諸国では、自由貿易主義に沿って市場を開放している。したがって、日本は、

「アンフェアである」というものである。

すなわち、諸外国より、我が国の認証制度がガット・スタンダード協定に違反しているのではないかと、あるいは非関税障壁となっているのではないかと、の指摘が広く行われているところであり、特に米国・ECは、我が国の基準・認証制度について具体的に次のような要望をして来ている。

- ① 外国産品供給者による直接申請及び証明取得ができるようにすべきである。
- ② 同一認証制度において、検査方式が複数存在し、いずれも国内の産品及び供給者に開放されている場合には、外国の産品及び供給者にも各方式を同等に開放すべきである。
- ③ 規格・基準それ自体及びその制定過程を外国人に対してより周知せしめるとともに、制定過程に外国関係者を参加させるべきである。(透明性)
- ④ 規格・基準について、国際規格がある場合には、それへの合致、その他のものについては国際的調和を図るべきである。(国際化)
- ⑤ 検査申請にあたり、要求される資料において外国データをできる限り採用すべきである。
- ⑥ 認証手続を簡素化、迅速化すべきである。

消防法関係では、現在までのところ、具体的に諸外国から個別の機械器具等をあげて基準・認証制度に関する問題を指摘されたのは、後述するエアゾール式簡易消火具のみである。しかしながら、他の産品について指摘されている、以上のような問題点は、理論的には消防法にもあてはまるものであり、今後

消防関係で諸外国から指摘を受けることは十分予想されるところである。

(3) ガット・スタンダード協定と認証制度

このような基準・認証制度が、結果的に大きな貿易上の障害となり得ることは、非関税障壁の撤廃を目指したガット・スタンダード協定の批准(昭和55年5月)の前から認識されていたところであるが、スタンダード協定と認証制度の関係を整理すると次のように理解することができる。(スタンダード協定については別添1参照)。

①(イ) スタンダード協定は、認証制度が内外無差別の原則に基づいて適用されることを確保し、不必要な貿易障害を除去することを目的としている。このため、同協定は、(i)外国の供給者に対し、国内の同種製品の供給者と同等の条件で認証制度を開放すべきこと(第7条)、(ii)外国産品は、規格・基準への適合性に関する検査の条件、行政手続等の面で、同種の国内産品と同等に扱われなければならないこと(第5条)を定めている。

(ロ) また、同協定前文では、恣意的、不当な差別又は貿易に対する偽装した制限とならないことを条件に、人等の生命、健康等の保護、環境保全のための措置をとることは妨げられるべきでないとしている。

② 我が国の認証制度とスタンダード協定の関係は、協定5条及び7条の要件をみたさない何らかの差別的措置があるか否か、仮にあったとした場合前記①(ロ)の協定前文の例外事由に対する条件に合致するか否かの点を中心に判断される。一般的にガット規定の最終的解釈は、実際の紛争等に即し

て締約国団(スタンダード協定についてはスタンダード委員会)が行うこととされているので、我が国の認証制度が同協定に抵触するかどうか予め断定することは困難であるが、すでに述べた各国の態度等を勘案すると、我が国の認証制度が、同協定違反として紛争処理手続に付された場合にスタンダード委員会がかかる主張を認め、協定違反との裁定を行う可能性を考えつつ、我が国として対応策を講じておく必要がある。

(4) 基準・認証制度の改善の必要性

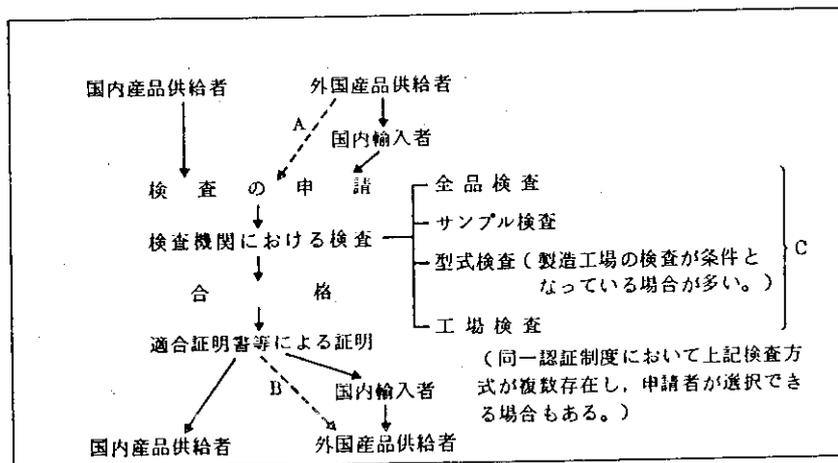
貿易立国たる我が国にとって、上記の諸外国の態度を勘案し、また、一層の市場開放を促進し世界貿易の円滑化のため積極的な姿勢を示して行く必要がある。かかる観点より、国民の生命、健康の保護等の政策目的から来る正当な要請に留意しつつ、基準・認証制度につき法改正を含め全面的に検討し、所要の措置を講じて行くこととしたものである。

これらの措置を通じ、我が国が世界で最も市場開放の進んだ国の一つとなることにより、アメリカやEC諸国の「日本はアンフェアである。」というような対日不満が輸入制限のような形をとって現われることは是非とも避けなければならない。

2. 基準・認証制度等連絡調整本部の活動

以上のような経緯から、本年1月14日、基準認証制度等の一層の改善を図るため、内閣に、関係省庁からなる「基準・認証制度等連絡調整本部」(別添2参照)が設置され、さらにその下に設けられた「基準・認証制度等連絡調整室」において、基準・認証制度について想定している31の法令(消防法を含む)に関し(別添3)

図（我が国の認証制度の典型例）



のような視点に基づいて、積極的な検討を行った。

この結果、さる3月26日、基準認証制度等連絡調整本部において「基準・認証制度の改善について」（別添4参照）を決定し、経済対策関係会議で了承された後、閣議に報告され、この決定に基づき必要な法改正作業を進め法改正案が4月20日には国会に上程され5月18日に可決成立した。

3. 基準・認証制度の改善の内容と 消防法

1 認証手続きにおける内外無差別の法制度的確保

この問題は、外国産品供給者により直接申請及び証明取得を可能にする「ダイレクトアクセス」の問題と検査方式において内外の産品及び供給者に対する扱いを実質的に同等にするための「複数検査方式の選択可能性」の2つの問題を含んでいる。

仮に図のような形で行われている認証制度があったとする。この場合、外国産品供給者は、通常は国内輸入者を通じて検査の申請を

し、適合証明を受けるのであるが、もし外国産品供給者が国内輸入者を介さずに、直接検査の申請をし、適合証明を受けたいと希望する場合には、それが可能となる（図点線A及びBのようなルート）ような制度でなければならないというのが「ダイレクトアクセス」の問題である。

また図のCのように複数の検査方式が存在し、国内産品供給者が、これを選択することができるのであれば、実質的に、同等に外国産品供給者に各方式を開放すべきであるというのが「複数検査方式の選択可能性」の問題である。

(1) ダイレクトアクセス

我が国の認証制度は①外国にある製造工場について検査を行うには、検査制度上困難な面が多いこと②検査機関に製造工場への立ち入り検査権を与え、これを拒んだ場合には罰則の規定を設けている場合が多いが、外国産品供給者には罰則が適用できないこと、などの理由から、ダイレクトアクセスを認めていない制度が多かった。

今回の改善策においては、我が国のすべ

ての基準・認証制度について、外国産品供給者が直接申請及び証明取得を行うことができるようにすることとし、このため、関係する17法律については所要の改正をすることとした。

消防法については、以下の理由から、消防用機械器具等の検定制度の内外無差別が確保されており、ダイレクトアクセスが現行法上可能であると解されるため法改正の必要はないこととされた。

① 消防法は、法文上型式承認及び個別検定を申請する者について何ら限定を付しておらず（消防法第21条の3、第21条の4、第27条の7参照）、従って、内外を問わず、何人であっても申請することができる。

② 消防用機械器具等の検定制度は「もの」そのものに着目して検定を行い、不合格のもの等の販売を禁止しているにすぎないものであるため、工場への立ち入り検査を行う必要がない。従って、型式承認の申請者に対して立ち入り検査受認義務等を課しておらず、外国から直接申請を認める際の支障となるものは存しない。

(2) 複数検査方式の選択可能性

我が国の認証制度においては、国内の産品供給者に対する検査方式と外国の産品供給者に対する検査方式において、その取扱いを異にしている場合が多い。例えば、米国との間で紛争となった金属バットの場、消費生活用安全法においては、国内の製品については登録型式承認を受ければ販売が認められるのに対して、外国の製品については、輸入業者等がロットごとに安全基準に適合しているかどうかの検査を受け

ることになっており、手続が極めて煩雑であると指摘された。（金属バットについては結局、強制検査の対象から除外してしまった。）このような検査制度における異った取扱いを廃止するための所要の措置を講ずることとされたものである。

消防法に基づく検定は、型式承認、個別検定という一連の手続きが唯一の検査方法であり、これについては、内外とも無差別となっているので、特段の改善措置をとる必要はなかったわけである。

II その他の基準・認証制度の改善

(1) 透明性の確保

我が国の規格、基準は必要に応じて関係者の意見を聞きながら、それぞれの省庁が作成するわけであるが、そのシステムが明確でなく、作成過程も公開されていない場合が多い。したがって、諸外国の関係者が、日本の規格・基準の制定・改正に関する情報を得た時には、既にほとんど固まっていて、変更不能であるという事態を招く。これが、結果的に日本の規格・基準の国際化を妨げている面があるため、その改善を図ろうとするものである。

消防庁では、消防用機器等の規格・基準の制定・改正に関して、学識経験者、検査機関、消防機関等により構成されている「消防機器等規格検討委員会」に意見を聞くこととしているが、この委員会において、必要に応じて、外国人に意見の陳述を行う機会を与えるとともに、この委員会の決定等については、必要に応じて公表すること等により、透明性の確保を図っていくことを考えている。

なお、スタンダード協定上要求される事

前通報については、加盟国に対する意見提出期間を6週間から9週間に延長することとなったが、消防庁としては、従来から期間を守って通報を行ってきており、今後も新しく定められた期限までに通報を行っていく考えである。

さらに、各省庁に諸外国からの具体的要請に対処する窓口を設置することとされているが、消防庁においては、すでに昭和57年10月に予防救急課内に国際規格対策官を設置しており、これを窓口として対処していくこととしている。

(2) 国際化の推進

国際規格・基準が存在する場合には、我が国基準のこれへの整合を推進し、国際規格・基準が存在しない場合は、我が国は積極的に制定作業に参画する。

この問題は、基本的には、ガット・スタンダード協定の要求する範囲内での対応であり、従来の姿勢をより積極的な視点から確認したものである。

消防法に関しては、現在までのところ国際規格・基準が存在しないのであるが、消防用機器等に関する国際標準化機構 (ISO)、国際電気標準会議 (IEC) において従来から鋭意検討されているところであり、我が国としては、今後はより積極的にこれに参画して、国際規格・基準の成立に寄与するよう努力していかなければならない。

(3) 外国検査データの受け入れ促進

認証手続きの簡素化の一環として、信頼できる外国の検査機関や場合によっては企業において行われた試験や検査の結果を特に支障がない限り受け入れ、当該結果の信頼性を確認しつつ検査機関における検査を

その部分については省略することとされている。

消防用機械器具等の検定制度については、消防庁は、ISO 及び IEC で国際規格が制定され、また ILAC^(註) (試験・検査機関の認定に関する国際会議) で試験・検査機関の認定基準等が定めれば、これらに従い信頼性について判断を行った上で、外国検査機関の試験データを受け入れる方針である。

註) ILAC: International Laboratory Accreditation Conference の略称で、任意の国際会議であるが、参加メンバーのほとんどは政府機関である。この会議のねらいは、試験検査機関の認定について国際的な相互容認を図り、それによって輸出国の試験・検査結果の受け入れを推進し、貿易の円滑化を図るものである。

(4) 認証手続きの簡素化・迅速化

認証手続きの簡素化・迅速化は、市場開放問題のみならず、一般的な問題として、今後政府が取り組んでいくべき事項であるが、ここでは特に外国からの要望の強い自動車、医薬品、家電製品、動植物検疫等について具体的な対応策を打ち出している。

消防用機械器具等の検定制度に関しては、「個別検査効率化検討委員会」の検討に基づいて、一括抜取りの採用等簡素効率化を推進することとしている。

(5) その他の基準・認証制度の改善

以上消防法に基づく消防用機械器具等の検定制度について、他省庁の所管する基準・認証制度と併せて検討してきた結果を述べた。

調整本部が今回具体的に検討の対象としたのは法律に基づく基準・認証制度を中心

とするものであったが、非政府機関において実施されている基準・制定認証活動も、基準・認証制度に係る貿易上の障害をなくし、市場開放を一層推進するとの観点からすれば、同様に取り扱われるべきことはいうまでもない。

したがって、これらの基準・認証制度についても、上記のような各事項の徹底が図られるべく、政府として実情を把握するとともに措置することとされた。

消防関係では、日本消防検定協会による鑑定制度、財団法人日本消防設備安全センターによる認定制度、財団法人日本防災協会による防災物品の試験及び防災表示制度などかなり広範な分野に亘って、いわゆる非政府機関による基準認証制度が存在している（別添5参照）。したがって、以上のような方針から、これらの消防関係の基準・認証制度についても、すでに述べたような消防法に基づく検定制度においてとられるべき措置と同様の措置がとられなければならない。このことについてはいずれ近日中に関係団体に対し通達を出すことによって徹底を図る予定である。

4. 消防用機器等の国際化と今後の課題

(1) ガット・スタンダード協定の批准

我が国が、ガット・スタンダード協定を批准したのは昭和55年5月である。これに先立ち消防庁では、関係業界とも協議しつつ消防用機器等の国際化への対応を開始していた。具体的には、消防庁、検定協会、関係業界等よりなるISO国内対策委員会を設置し、ここで積極的な検討を行うとともに、昭和54年11

月には始めてISOのTC21及び関係SCに我が国の代表を送り、さらにその後数次に亘り、ISOの会合に参加してこの問題に対処してきたところである。

この際、我が国の立場は基本的には次のようなものであった。

- ① ISOに積極的に参画し、日本の規格ができるだけ国際規格の中に取り入れられるよう努める。
- ② 国際規格が定まった場合、できるだけこれを日本の規格として受け入れるよう努める。
- ③ 日本の消防の特殊事情等から国際規格を日本の規格として受け入れ難い場合には、ISOの場で我が国の立場を十分に主張し、将来、国際紛争になった場合に有利となるよう努める。

しかしながら、ISOにおける検討はその数年前から行われており、我が国の主張はいささか立ち遅れのきらいがあることは否定できなかった。ただ、実際問題として、消防用機械器具については、外国産品が大量に輸入される事例もなく、消防機関としても、関係業界としても、理論的にはこの問題を十分認識しながらも、現実に深刻な事態を招くというには至らなかったといつてよいであろう。

(2) OTOにおける論議

近年にいたり、諸外国からわが国に対し市場開放を求める苦情が相次ぎ、昭和57年1月にはこれに対処するため政府部内にOTO(注)が設置された。

そして、消防関係でも初めてこのOTOの場でエアゾール式簡易消火具の問題が論議されるにいたつたのである。すなわち、イスラエルからOTOに対し同消火具の販売を可

能とするように措置すべきとの苦情が持ち込まれた。同消火具については、従来消火器の一種として検定制度の対象となっており、消火能力等の面からみて現行の規格に適合しないため検定に合格しなかったものである。ただ、小規模の火災に対する初期の消火という点ではそれなりに有効な面があり、消防庁としても数年前から同消火具の性能等を検討していたところであり、その結果に基づき同消火具を消火器の範囲から除外して、検定を受けずに販売できるよう措置することとした。

このような技術的検討を経て結論を得たものではあるが、OTOにおける論議が今回の措置の引きがねとなったことは否定できないであろう。

- (2) OTO：日本の市場開放策の一環として、輸入検査手続等の市場問題に関する苦情を迅速かつ的確に処理するために、昭和57年1月30日の経済対策閣僚会議において、政府部内に「市場開放問題苦情処理推進本部」（本部長一内閣官房副長官）が設置され、関係省庁に設けられた苦情窓口から上がってくる苦情を横断的、統一的に処理している。この仕組全体を、OTOと呼んでいる。

(3) 今回の基準・認証制度の改善

さらに今回以上述べたような基準・認証制度の改善等が打出されることとなった。自動車、薬品、食品その他きわめて広範な分野にわたる産品について具体的検討がなされ、改善のための措置が決定された。

消防法関係では具体的事例としてとりあげられたのは、ISO、IECにおける国際基準の作成に積極的に参加することとされたことのみである。この点については、すでに述べたように我が国としてもガット・スタンダード協定批准当時から準備してきた考え方に沿って対処していくことができよう。

ただ、今回の改善措置をみても従来考えられてきたテンポより、市場開放に対する要請はきわめて加速化されており、したがって、もしスプリンクラー、感知器、消火器等について諸外国から具体的要請がなされた場合には、すみやかにこれに対応せざるを得ないこととなろう。それだけに消防庁はもとより関係業界あげて、ISOにおける基準の検討に積極的に取り組んでいかなければならないのである。

(4) わが国の消防に関する特殊事情への配慮

もとより、消防の分野で国際基準が制定された場合すべて例外なく国内基準をこれに合致させることになるわけではない。すでに述べたようにガット・スタンダード協定においても、恣意的、不当な差別又は貿易に対する偽装した制限とならないことを条件に、人間の生命、健康等の保護、環境の保全のための措置をとることは妨げられないのである。

ただ、この例外事由に該当するかどうかは最近の内外の動きからみてもきわめて厳格に判断されるであろう。そして最終的にはスタンダード協定の紛争手続に従って協定違反か否かの裁定がなされるわけであり、この点について各国の納得をうるためには、十分に合理的な理由がなければならない。したがってわが国の火災の特殊性について客観的データにより科学的に分析し、これに対応する特殊な消防対策が必要であることを立証しなければならない。

わが国には、①木造家屋が密集していること、②地震多発地帯であること、③人口密度が高く、用途が複合した建築物が多いこと、④いったん火災になると人命及び財産の被害が多いこと、などの特殊性があるとされている。

このようなことから、何故外国と異なった対策が必要なのか、斉合性のある論理構成を行い、各種データを整理して国際基準を採用しえない合理性のある理由を説明しなければならない。このための検討を行うことが今後の最も重要な課題である。いずれにせよ、国内の業界に不都合があるというような理由は、今後諸外国には絶対に通用しないのである。

(5) 消防業界の体質強化

我が国の規格と検定制度は、もとより国内企業を外国の企業の攻勢から保護するために作成されたものではない。いったん火災が発生した場合に確実に作動することを担保するため、消防用機械器具等に関する機能、構造等に関する規格基準を定め、国が型式承認を行い、国の監督下にある機関のみが検定を実施し、罰則まで適用して責任体制を維持しているものである。

しかしながら、このことが結果的には国際貿易の円滑な発展を妨げ、外国産の消防用設備等を我が国に入りやすくしていることは、今回検討対象となった自動車、薬品等と同様である。したがって、消防機器業界がこのように検定制度を防波堤として外圧から保護されたまま推移することは不可能である。今回の市場開放問題を契機に、業界自体においても、体質の強化、経営の合理化、技術の向上に、より一層の努力を払うべきであり、このような努力を続けることにより、わが国の企業が国際的にも一本立ちできるようになると考える。

一刻も早く、そのような力をつけなければ従来の論理では諸外国に通用しないことは、すでに述べたところから明らかである。消防用機械器具等がいつ貿易摩擦のターゲットに

なつた時では遅すぎるのである。そういうことのないように業界の一層の努力を望みたい。

(別添1)

スタンダード協定(抜粋)

(前文)

貿易の技術的障害に関する協定(以下「この協定」という。)の締約国(以下「締約国」という。)は、多角的貿易交渉に考慮を払い、

関税及び貿易に関する一般協定(以下「一般協定」又は「ガット」という。)の目的を達成することを希望し、

国際規格及び国際認証制度が生産の効率を改善し及び国際貿易を容易なものにすることによりその目的の達成に重要な貢献をすることができることを認め、

よって、国際規格及び国際認証制度の発展を奨励することを希望し、

あわせて、強制規格及び任意規格(これらの規格には、包装に関する要件及び証票、ラベル等による表示に関する要件を含む。)並びに強制規格又は任意規格に適合していることを認証する方法が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保することを希望し、

いかなる国も、同様の条件の下にある国において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件として、自国の輸出品の品質を確保するため、人、動物若しくは植物の生命、健康若しくは生育を保護し若しくは環境の保全を図るため又は詐欺的な行為を防止するために必要な措置をとることが妨げられるべきでないことを認め、

いかなる国も、自国の安全保障上の重大利益を保護するため必要な措置をとることを妨げられるべきでないことを認め、

規格の国際的な標準化が先進国から開発途上国への技術の移転に貢献することができることを認め、

開発途上国が、強制規格、任意規格及び強制規格又は任意規格に適合していることを認証する方法の作成及び適用に際して特別の困難に直面することがあることを認め、また、開発途上国の努力を支援することを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

(5条) 検査

第5条 強制規格又は任意規格に適合しているかどうかの中央政府機関による決定

- 5.1 締約国は、産品が強制規格又は任意規格に適合していることの明確な保証が必要とされる場合には中央政府機関が他の締約国の領域を原産地とする産品につき次の規定を適用することを確保する。
- 5.1.1 輸入産品は、同等の状態の同種の国内原産の産品又は輸入産品に与えられる条件よりも不利でない条件で、検査のため受理されなければならない。
- 5.1.2 輸入産品に対する検査方法及び行政上の手続は、同等の状態の同種の国内原産の又は他のいずれかの国を原産地とする産品に対してとられる方法及び手続よりも複雑なものであってはならず、また、これらの方法及び手続と同様に迅速に行われるものでなければならない。
- 5.1.3 輸入産品を検査するために課する手数料も、同種の国内原産の又は他のいずれかの国を原産地とする産品を検査するために課することのできる手数料との関係において衡平なものとななければならない。
- 5.1.4 検査の結果は、要請があったときは、必要に応じて是正措置がとられるように輸出業者、輸入業者又はこれらの代理人に提供されなければならない。
- 5.1.5 検査施設の場所の選択及び検査のための見本の抽出が、輸出業者、輸入業者又はこれらの代理人に無用な不便を与えるものであってはならない。
- 5.1.6 輸入産品の検査から得られ又はこれに関連して提供される情報の秘密は、国内原産の産品の場合と同様に尊重されなければならない。
- 5.2 もっとも、締約国は、5.1 にいう明確な保証が必要とされる場合に強制規格及び任意規格に適合しているかどうかの決定を容易にするため、検査方法が自国の検査方法と異なる場合であっても、可能なときは、自国の中央政府機関が次のことを行うことを確保する。

他の締約国の領域内の関係機関により提供され又は供給された検査結果又は適合証明書若しくは証票を受け入れること。

他の締約国の領域内の生産者による自己認証を信頼すること。

ただし、輸出締約国の領域内で採用されている

検査方法が関連する強制規格又は任意規格に適合しているかどうかを決定するために十分な方法であると自国の中央政府機関が認めることを条件とする。自己認証、検査方法及び検査結果について並びに輸出締約国の領域内で採用されている適合証明書又は証票について相互に了解に達するため、特に、腐敗しやすい産品その他運送中変化を生じやすい産品については、事前の協議が必要となることが認められる。

5.3 締約国は、中央政府機関による検査方法及び行政上の手続が5.2の規定を実行可能な限り実施することのできるものであることを確保する。

5.4 この条のいかなる規定も、締約国が自国の領域内で妥当な抜き取り検査を行うことを妨げるものではない。

(7条) 認証制度

第7条 中央政府機関により運用される認証制度

中央政府機関に関し、

7.1 締約国は、国際貿易に対する障害をもたらすことを目的として認証制度が作成され又は適用されることのないことを確保する。締約国は、また、認証制度又はその適用が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保する。

7.2 締約国は、他の締約国の領域を原産地とする産品の供給者に対し、国内原産の同種の産品の供給者又は他のいずれかの国を原産地とする同種の産品の供給者に与えられる条件よりも不利でない条件で開放されるように、認証制度が作成され、かつ、適用されることを確保する。この場合において、認証制度には、供給者が当該認証制度の要件を満たす能力及び意思を有するかどうかの決定を含む。供給者に対し開放されるとは、供給者が輸入締約国から当該認証制度の規則に従い認証を受けることができることをいい、同種の国内原産の又は他のいずれかの国を原産とする産品の供給者に与えられる条件よりも不利でない条件で、当該認証制度の証票（証票がある場合）を受領することができることを含む。

(別添2)

基準・認証制度等連絡調整本部の構成

本部長 内閣官房長官

副本部長 内閣官房副長官（事務）

経済企画庁事務次官
本 部 員 内閣官房審議室長
経済企画庁調整局長
外務省経済局長
大蔵省関税局長
厚生大臣官房長
農林水産省経済局長
通商産業省貿易局長
運輸省大臣官房総務審議官
郵政大臣官房長
労働省労働基準局長
自治省消防庁次長

(別添3)

基準・認証制度の改善について

(昭和58年3月11日
基準・認証制度等連絡調整本部)

我が国の基準・認証制度について、ガット・スタンダード協定上の要請、諸外国からの要望を踏まえ、一層の市場開放を進めるため、次の観点から改善措置を講ずることとする。

1. 我が国における認証手続の内外無差別を制度的に確保する。具体的には、
 - (1) 外国産品供給者による直接申請及び証明取得を可能にする。
 - (2) 検査方法についても、国内の産品及び供給者に対する扱いと外国産品及び供給者に対する扱いを、同等にする。
2. その他の基準・認証制度に関する問題については、下記の点に関し検討を行う。
 - (1) 基準に関する透明性を確保する。具体的には、
 - ① 基準の制定、変更時における事前意図公示及び意見提出の供与を十分行う。
 - ② 基準の原案作成活動を外国人関係者に対して周知させるとともに、同活動への外国人関係者の参加を認める。
 - (2) 基準について、国際基準(外国の基準であって国際的に広く使用されているものを含む。)がある場合には、当該国際基準との整合を図る。
 - (3) 認証手続の一環である検査については外国の検査結果の受入れを進める。
 - (4) その他認証手続の簡素化、迅速化を行う。

(別添4)

基準・認証制度の改善について

昭和58年3月26日

基準・認証制度等連絡調整本部

我が国の基準認証制度について、ガット・スタンダード協定上の要請、諸外国からの要望等を踏まえ、一層の市場開放を進めるため、以下の措置を講ずる。

- I 認証手続における内外無差別の法制度的確保
認証手続における内外無差別を法制度的に確保するため、関係するとみられる下記の法律に関し、以下の諸点を考慮して所要の法改正案を国会に提出する。
 - (1) 外国産品供給者による直接申請及び証明取得を可能にする。
 - (2) 検査方法についても、国内の産品及び供給者に対する扱いと外国の産品及び供給者に対する扱いを実質的に同等にする。

記

[厚生省]

1. 薬事法(医薬品、医療用具、化粧品)
2. 栄養改善法(特殊栄養食品)

[農林水産省]

1. 農業取締法(農薬)
2. 肥料取締法(肥料)
3. 農業機械化促進法(農業用機械)
4. 農林物資の規格化及び品質表示適正化に関する法律(食品、合板等農林水産品)
5. 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料)
6. 家畜改良増殖法(増殖家畜)

[通商産業省]

1. 消費生活用製品安全法(乗車用ヘルメット、野球用ヘルメット等消費生活用製品)
2. 高圧ガス取締法(酸素ボンベ等高圧ガス容器)
3. 電気用品取締法(家電製品)
4. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(プロパンガス用器具)
5. 計量法(計量器)
6. ガス事業法(都市ガス用器具)
7. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(特定化学物質ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン、ヘキサクロロベンゼン等7品目)

[運輸省]

1. 道路運送車両法(自動車)

〔労働省〕

1. 労働安全衛生法（プレス機械、防毒マスク等の作業機械器具）

II その他の基準・認証制度の改善

規格・基準作成過程における透明性の確保、規格基準の国際化の推進、外国検査データの受入れ、その他制度の簡素化、手続の迅速化等の観点から以下の措置を講ずる。

1 透明性の確保

規格・基準作成過程における透明性を確保するため、強制、任意を問わず規格・基準を作成する場合においては、以下の措置を講ずる。

(1) 規格・基準原案の作成過程に内外関係者の意見を十分に反映させるため、原案作成の開始段階より外国人を含む関係者からの意見を聴取する機会を設ける。

また民間機関において原案作成活動が行われる場合には、これに対する外国人の参加の道が確保されるよう政府において要請する。

(2) このため、規格・基準の原案作成の検討予定（検討対象、時期、連絡場所等）について、各種政府広報誌、業界誌等により内外関係者に周知させる方途を講ずる。

(3) ガット・スタンダード協定上要求される規格基準及び認証制度の制定、改正等に関する通報にあたっては、締約国からの意見を十分に検討することが出来るよう、各締約国に対し9週間以上（現在は45日）の意見提出のための期間を提供する。

(4) 規格・基準の作成に係る内外の具体的要請に対する適切な対応を可能とするため、規格・基準の制定及び改正過程に関する説明書の作成及び公表を行う。また、規格・基準を所管する省庁及び本問題に深い関係を有する省庁に具体的要請に対処する窓口を設置するとともに、相互の連絡調整を密にする。

2 国際化の推進（事例参照）

(1) 国際規格・基準が存在する場合には、我が国の特殊事情を考慮しつつ、我が国基準のこれへの整合を促進する。また、国際規格基準の改訂作業が現在進められている場合には、諸外国とも協力しつつ、積極的に改訂作業を推進する。

(2) 国際規格・基準が存在しない場合には、国際規格・基準制定作業に対し積極的に参画し、国際規格・基準の成立に寄与する。

(3) また、諸外国における規格・基準との対比において我が国の規格・基準の緩和、見直し、追加等の措置を講ずる。

3 外国検査データの受入れ促進（事例参照）

外国の検査機関又は企業において行われた試験結果及び検査結果については、特に支障のない限り当該結果の信頼性を確認しつつ、受入れを行う。

4 認証手続の簡素化・迅速化

自動車、医薬品・医療用具、家電製品及び動植物検疫に関して次の措置を講ずる。また、英文等外国文記載による申請が一般的に可能となるよう今後検討する。

(1) 自動車について、自動車一台毎の検査が省略できることとなる型式指定制度を利用しやすくするために、型式指定の手続及び要件に関し次の簡素化を図る。この結果、型式指定にあたっては、サンプル車一台の提示と書類の提出をもって足りることとなる。

① 申請にあたって耐久試験データの提出があれば、提示すべき自動車のうち、耐久走行車（3万 km等）の提示の省略ができるようにする。

② 型式指定審査にあたって我が国の試験方法とはほぼ同等な外国試験方法によるデータの受入れを行う。

③ 諸元表記載事項の簡素化、強度計算書の省略等申請者の添付書面の簡素化を図る。

(2) 医薬品、医療用具等に関しては次の措置を行う。

① 医薬品、医療用具及び化粧品について、外国における製造業者に変更がない場合、輸入承認の輸入業者間における移譲を認める。

② 医療用具について、承認不要品目リストの拡大等用具の種類に応じた承認許可制度の運用を図るとともに、体外診断薬の承認手続の簡素化を図る。

③ 従来、医薬品として規制していたものを食品扱いすることを含め、医薬品と食品との区別の基準を明確にする観点から規制の見直しを行い改善を図る。

(3) 家電製品について、外国における製造業者に変更がない場合、型式認可の輸入業者間における移譲を認める。

(4) 植物及び動物検疫について、輸入検査及び消

毒技術の開発又は改善を図るとともに、輸入禁止措置解除要請国における完全殺虫技術の開発状況及び防疫事情に見合った禁止品目又は禁止地域の見直しを行う。また、防疫官の派遣促進、検査専門家間の協議等により、検査手続の簡素化・迅速化を促進する。

5 輸入手続の改善

各省庁に係る輸入手続について、情報提供を含

む諸般の改善を図る体制を充実強化することにより、効率化、簡素化を図る。

なお、非政府機関（政府機関に準ずる機関を含む）において実施されている基準制定、認証活動にあっても上記各事項の徹底が図られるべく政府において実情を把握するとともに措置することとする。

